	1.00	77. A. L. L. W.
区分	内容	問い合わせ先
	新型コロナウイルス感染症に感染	
	した被用者などに対する傷病手当	
こと	金の支給(国民健康保険・後期高齢	
	者医療制度)	東区 ☎568-7711、 262-6986
		南区 ☎250-8941、 252-7179
		西区 2532-0933、232-9783
		安佐南区
		☎ 831−4929、 ☎ 877−2299
		安佐北区
		☎ 819−3909、 1 815−5164
		安芸区☎821-4910、☎822-8069
		佐伯区☎943-9712、12923-5098
		市保険年金課保険係
		☎ 504−2157、 ☎ 504−2135
		<後期高齢者医療制度>
		各区福祉課
		中区 ☎504-2570、220504-2175
		東区 ☎568-7730、ໝ568-7781
		南区 ☎250-4107、四254-9184
		西区 ☎294-6218、四233-9621
		安佐南区
		☎ 831−4941、 ☎ 870−2255
		安佐北区
		☎ 819-0585、 ☎ 819-0602
		安芸区☎821-2808、ໝ821-2832
		佐伯区☎943-9729、ໝ923-1611
		市保険年金課福祉医療係
		☎ 504−2158、 ™ 504−2135
	自立支援医療(精神通院医療)に係	-
	る有効期間の延長	中区 ☎504-2588
	【対象】3月1日から来年2月28日	東区 ☎568-7734
	までの間に支給認定の有効期限が	
	満了する人	西区 ☎294-6346
	※新型コロナウイルス感染症の発	安佐南区 ☎831-4946
	生またはまん延の影響により、更	安佐北区 ☎819-0608
	新申請をすることが困難な場合	安芸区 ☎821-2816
	は、現在お持ちの受給者証の有効	佐伯区 ☎943-9769
	期限の満了日を1年間延長できま	精神保健福祉センター
	す。この場合は、現在お持ちの受給	
	者証の有効期限を1年間延長した	
	ものとして読み替えて使用してい	
	ただくようになります	
	精神障害者保健福祉手帳に係る診	
	断書提出期限の猶予	
	【対象】3月1日から来年2月28日	
	までの間に支給認定の有効期限を	
	迎える人のうち、更新時に診断書	
	を添えて提出する必要がある人	
	※新型コロナウイルス感染症に係	
	る臨時的な取り扱いで、診断書の	
	取得のみを目的として医療機関を	
	受診することなどを避けるため、	
	診断書の提出を1年猶予すること	
	ができます。(申請書などの提出は	
	必要。また1年以内に診断書など	
	を提出する必要あり)	
健康管理に関	1日人間ドック助成(国民健康保	市保险任全理保险区
すること	険)	☎ 504-2157、 1 504-2135
9.000	昨年度助成の対象で、新型コロ	2304 2137 (11304 2133
	ナウイルス感染症の影響で受ける	
	ことができなかった人はご相談を	
	心と体の健康相談	各区地域支えあい課
	でに存め降級で	中区 ☎504-2109、504-2528
		23 504 2105 504 2525 23 504 2175
		東区 ☎568-7735、568-7729
		<u>™</u> 568-7781
		南区 ☎250-4133、250-4108
		254−9184
		西区 ☎294-6384、294-6235
		™ 233-9621
		安佐南区
		☎ 831-4944、831-4942
		2255 ₪
		安佐北区
		☎ 819-0616、819-0586
		™ 819-0602 ∕

区分	内容	問い合わせ先
	r 3 H	⊅安芸区 ☎821-2820、821-2809
		2 821-2832
		佐伯区 ☎943-9733、943-9731
		™ 923−1611
		精神保健福祉センター(心の健康
		相談) ☎245-7731、ໝ245-9674
	国民生活センター「新型コロナウ	
	イルス給付金関連消費者トラブル	
こと	ホットライン」 新型コロナウイルス感染症対策県	□ ☎0120-213-188 県消費生活課 ☎513-2732
	民生活(民事、消費生活)相談窓口	宗// 公
	【時間】9:00~17:00(土·日曜日、	
	祝・休日を含む毎日) ☎513-2826	
	【メール】県電子申請システムで受	
	け付け	
	差別や虐待、プライバシー侵害な	みんなの人権110番
	ど、さまざまな人権問題について、	☎ 0570-003-110
	法務局職員か人権擁護委員が面	- '
	談か電話、インターネット(パソコ	☎ 0120-007-110
	ン・携帯電話)で相談に応じます。	
	無料・秘密厳守。 ※新型コロナウイルス感染症の拡	☎0570-070-810
	大防止のため、まずは電話でご相	
	談を	パソコン、携帯電話、スマート
		フォン共通)
		・外国語人権相談ダイヤル (Foreign
		language Human Rights Hotline)
		☎ 0570-090-911
		(平日9:00~17:00)
	<日本語の理解が難しい外国人等	
	対象> ・生活関連情報のやさしい日本語、	☎ 241-5010 ☎ 242-7452
	・生活関連情報の行きしい日本語、 多言語による提供	E-mail:soudan@pcf.city.
	https://www.city.hiroshima.	. , ,
	lg.jp/site/korona/(市ホーム	
	ページ)	☎ 504-2165
	https://h-ircd.jp/(平和文化セ	
	ンター国際交流・協力課ホーム	
	ページ)	
	・多言語による生活相談	
	月曜日~金曜日:中国語、ポルトガ	
	ル語、スペイン語、ベトナム語 【受付時間】9:00~16:00(祝・休日、	
	年末年始、8月6日を除く)	
	※上記以外の言語の場合は、翻訳	
	タブレットや可能な限り通訳者を	
	探しトリオフォン(3人が電話で	
	話す) サービスで対応	
	配偶者などからの暴力(DV)に関	
	する被害者からの相談・女性相談	
	男女共同参画推進センター	女性専用電話 ☎248-3315
	「女性・男性のためのなんでも相 	
	談]	水·木曜日は通常時間と17:00~ 20:00)
		男性専用電話 ☎ 545-6160
		(水曜日17:00~20:00と土曜日
		13:00~16:00)
	広島弁護士会紙屋町法律相談セン	広島弁護士会紙屋町法律相談セ
	ターによる電話相談(無料)	ンター ☎225-1600
	【予約電話受付】平日10:00~15:30	
	※予約の日時に弁護士から指定の	
	電話番号に連絡	